

## とりまとめに向けた議論の整理

# 販売時の専門家の関与と情報提供の努力義務についての整理

- 医薬品の販売に当たっては、第三類医薬品であっても、専門家の関与が必要である旨、薬機法に規定されている。さらに、関与した際、必要に応じて情報提供を行うことは、専門家として当然に求められる。
- また、第二類医薬品については、情報提供の努力義務が課されているが、十分に実施されていない実態がある。
- 販売時に専門家が購入者の状況を確認の上、医薬品の適正使用のため情報提供が必要だと判断した場合には、専門家の責務として情報提供を行うことが当然に求められる（関与した際、その延長として情報提供を行うことは一連の流れであり、業務上新たな対応が求められるものではない）。
- このため、今回のとりまとめではこの趣旨を明らかにし、「情報提供」については、専門家の関与と別に一律の情報提供の努力義務の規定を設けるのではなく、専門家の関与の内容として、必要に応じて情報提供すべき旨も含めて明確化することと整理してはどうか。

